

品川区教育委員会会議記録

平成 24 年 第 5 回 定例会

場 所 教育委員室

期 日 平成 24 年 3 月 27 日

開 会 午後 2 時 00 分

閉 会 午後 2 時 37 分

出席委員	委 員 長	市川 信之助
	委員長職務代理者	鈴木 敏夫
	委 員	安尾 久子
	委 員	波多野 美佳
	教 育 長	若月 秀夫
欠席委員		

出席職員	教 育 次 長	田村 信二
	庶 務 課 長	齋藤 信彦
	学 務 課 長	和氣 正典
	指 導 課 長	冠木 健
	品川図書館長	中元 康子
	文化スポーツ振興課長	安藤 正純

<p>議事運営 および 委員長、教育 長報告事項等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 署名委員に安尾委員、波多野委員を指名。 ・ 日程第1 第21号議案「品川区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について」について、品川区教育委員会会議規則第20条の規定に基づき文化スポーツ振興課長の出席を求めている。 ・ 日程第1 第23号議案「教育委員会職員の人事異動等について」は品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。
---	--

<p>件名</p>	<p>日程第1 第21号議案 品川区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>(庶務課長) ・ 資料に基づき説明</p> <p>(文化スポーツ振興課長) ・ 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員D) ・ 品川学園の校庭を分割して開放することとなるが、それぞれの使用料金はいくらか。</p> <p>(委員A) ・ 中学生が野球を行う場合、校庭の使用方法はどのようになるのか。</p>
<p>事務局説明</p>	<p>(文化スポーツ振興課長) ・ 品川学園の校庭を分割して開放する場合、それぞれの使用料は800円とする。なお、低学年用庭は全天候型であるため、通常1,600円であるが、面積が小さいため、800円としている。</p> <p>(庶務課長) ・ 中学生が野球を行う場合、低学年用庭以外の分割した校庭すべてを利用する必要がある。</p>
<p>委員意見要旨</p>	<p>特になし</p>
<p>議事結果</p>	<p>原案可決</p>

件名	日程第1 第22号議案 教育委員会の権限に属する事務の補助執行規則の一部を改正する規則について
担当課説明等	(庶務課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員A) ・ 日光林間学園の運営方法の変更により、今後、教育委員会は運営を行わないこととなるのか。
事務局説明	(学務課長) ・ 日光林間学園の管理は区長部局に移管され、民間業者へ全面的に貸し付けることとなる。平成24年度より大規模改修などの運営は地域活動課が行い、教育委員会は使用料を支払い、施設を借りる立場となる。なお、利用者への補助金の執行業務も地域活動課の業務となる。
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

件名	日程第1 第23号議案 教育委員会職員の人事異動等について
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。

<p>件名</p>	<p>日程第1 第24号議案 品川区立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則について</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>(庶務課長) ・ 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員B) ・ 学校が、品川図書館から本を借りるための手続き方法はどのようなものか。 ・ 貸出期間を1ヶ月とするのは、短いではないか。</p> <p>(委員E) ・ 学校において、本を借りるためにパソコンを操作するのは、誰なのか。</p> <p>(委員C) ・ 区民が学校を通じて、区立図書館の本を予約することが出来るのか。</p>
<p>事務局説明</p>	<p>(品川図書館長) ・ 学校が区立図書館の本を借りるためには、学校図書館に配置しているパソコンを利用し、手続きを行うこととなる。品川図書館では、依頼のあった本を学校図書館に教材として貸し出し、その学校図書館はクラスに貸し出しを行う。このパソコンを使用したシステムによって、貸出業務を行うことで、統計を取ることが可能となった。 ・ 学校への貸出期間については、全校で同じ教科書で授業を行っていることから、他校でも同じ資料を必要とすることがあり、お互いに譲り合って資料を使っていたため、1ヶ月としている。必要があれば延長が可能であること、学校図書館が充実していること等により、1ヶ月であっても問題はないと考えている。 ・ 学校で本を借りるためパソコンを操作するのは、図書担当の教員、または委託契約の学校図書館支援スタッフである。また、図書委員の生徒が操作することもある。品川図書館では、平成24年度よりシステム障害サポートデスクを開設し、システムトラブルに対応する。また1年に一度、操作に係る研修も行っている。 ・ 区民が学校図書館を利用するのは、学校のセキュリティー上、問題がある。また、区民が利用する本の予約システムと学校が教材として区立図書館の本を借りるシステムは、別のものである。一般区民が学校図書館を利用するためには、システム環境の整備と学校のセキュリティー整備が必要になると考えている。</p>
<p>委員意見要旨</p>	<p>特になし</p>
<p>議事結果</p>	<p>原案可決</p>